

近畿地方整備局琵琶湖河川事務所X運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所（以下「事務所」という。）が取得した公式Xの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本ポリシー

- (1) 公式Xは、事務所が所管する事業全般及び関連する情報に関して発信するものとします。
- (2) 当アカウントは専ら情報発信を行うものとし、返信は行わないものとします。
- (3) 公式Xの運用にあたっては、X利用規約等を確認し、これを遵守するものとします。

3. 用語の定義

本ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとします。

- 1) X ユーザーがインターネットを利用しての短文（全角の場合は最大140文字、半角のみの場合は最大280文字）及び画像等（以下「文章等」という）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービスのこと。
- 2) アカウント 事務所が取得した権利及びユーザー名のこと。
- 3) アカウント管理者 事務所のアカウントの管理者は、事務所長とします。
- 4) 公式X 事務所のアカウントから発信するXのこと。
- 5) 発信 ポストまたはリポストすること。
- 6) ポスト 文章等を投稿すること。
- 7) リポスト 他のユーザーがポスト等した文章等を引用して投稿すること。
- 8) フォロー 他のユーザーのポストを自動受信するように設定すること。

4. 運用方法

公式Xの運用主体及び情報発信は事務所とし、以下のとおり運用します。

- 1) 発信する情報
 - ① 事務所の事業全般に関する情報
 - ② 瀬田川洗堰の放流量等に関する情報
 - ③ 災害及び、防災又は注意啓発に関する情報
 - ④ 事務所が主催、協賛又は協力等するイベント等に関する情報
 - ⑤ 関連する国の機関又は関係機関が発信する情報に関する情報
 - ⑥ その他、事務所長が必要と判断した情報

2) 発信する文章等の作成

発信する文章等は、発信する情報を所掌する各課等が作成します。

3) 発信にあたっての留意点

- ① 誤解を与えず、且つ、わかりやすく簡素な文章等とします。
- ② 適切な時期、タイミングを勘案し、発信します。
- ③ 信頼性が担保できない情報は発信しません。

4) 発信手順

発信手順は、発信する情報を作成した各課等が適宜発信するものとします。

5) なりすまし防止

- ① なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式Xのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、本ポリシーを参照できるようにします。また、Xのユーザー名を公式ホームページ上に明示します。
- ② なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとします。

6) 利用の促進

利用者が事務所の公式Xのアカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録します。

7) 不適切な情報発信等の監視

事務所でXの発信内容を確認して不適切な情報発信があった場合、又は第三者から不適切な発信である旨連絡があつて当該発信が不適切と確認出来た場合は、速やかに訂正又は削除をアカウント管理者に連絡するとともに、アカウント管理者は当該Xの削除及び訂正を行うものとします。

5. 本ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知するものとします。

また、本ポリシーは必要に応じて変更し、その旨を公式Xにより発信し、周知します。

6. その他

(1) アカウント名・ユーザーネームは次のとおりです。

アカウント名：国土交通省 琵琶湖河川事務所

ユーザーネーム：@mlit_biwako_ka

(2) Xの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしにアカウント管理者が利用を中止し、プロフィール、名前、お知らせ内容の変更及び削除並びにアカウントそのものを削除するものとします。